

# 「建設リサイクル推進計画2008」の策定について

国土交通省総合政策局事業総括調整官室  
施工技術係長 近藤 弘嗣

## 1. はじめに

天然資源に乏しい我が国の持続的発展のためには、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が適正・有効に利用・処分される「循環型社会」を構築していくことが必要であり、産業廃棄物の約2割を排出している建設分野においても応分の役割を果たさなければなりません。しかし、廃棄物の不法投棄量のうち約7割を建設廃棄物が占めています。不法投棄は循環型社会の構築を阻害しているのみならず、自然環境や生活環境の悪化を招き、本来支払うべきコスト以上の負担を社会に転嫁していることにつながっています。

これまで国は、「再生資源の利用の促進に関する法律」（平成3年制定）の趣旨に基づく公共工事におけるリサイクル原則化や、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材廃棄物の分別解体、再資源化の義務付けなどの施策を講じており、その結果、建設廃棄物の再資源化率は民間工事も含めて92%（平成17年度）まで上昇しました。しかし、「リユース」および「リサイクル」については進んでも、「リデュース」すなわち発生抑制についてはまだまだ取り組みの余地があるものと考えられます。

かかる現状を鑑み、国土交通省では、建設リサイクルや建設副産物の適正処理等を推進するための方策について検討を行い、社会資本整備審議会環境部会及び交通政策

審議会交通体系分科会環境部会に設けた小委員会において「建設リサイクル推進に係る方策」を平成20年3月に取りまとめました。またこれを受けて、建設リサイクルの推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策を取りまとめた「建設リサイクル推進計画2008」を平成20年4月に策定し、関係機関や業団体に周知する予定としております。本計画は国、地方公共団体のみならず民間が行う工事を対象としているもので、その具体的な内容についてご紹介します。

## 2. 本計画の基本的な考え方について

本計画は、①関係者の意識の向上、②持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開、③民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進の3本の柱を基本的な考え方としています。

①については、不法投棄の根絶や3Rの推進にあたり、行政はもとより、建設事業及び建設事業に係る物質循環に関わるすべての関係者が循環型社会の形成に向け高い意識を持ち、それぞれの責務を果たすべきであるというものです。関係者には購買者としての国民も含まれます。②については、天然資源の投入量と最終処分量の抑制を図るだけでなく、適正処理の徹底や、再資源化商品の利用に当たっての環境安全性の担保、リサイクルに伴う温室効果ガス排出

への十分な配慮など、リサイクルに当たって自然環境保全や生活環境の保全を図るべきであるというものです。③については、リサイクルに取り組む企業が正当に評価される市場を整備するため、民間主体の創造的な取り組みの効果の「見える化」を進めるとともに、民間の技術開発意欲を高める必要があるというものです。

本計画においては、これらの考えに基づいて国土交通省がとるべき具体的な施策を定め、国土交通省内に設置される「建設廃棄物等対策推進会議」においてフォローアップを実施するものとしております。

### 3. 目標値の設定

本計画では平成20年度から平成24年度までの5ヵ年を計画期間として、表-1の目標値を設定しました。従前の取り組みで十分な成果が得られているアスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊については現状維持を目標とする一方で、建設発生木材の再資源化率、建設汚泥の再資源

化・縮減率及び建設混合廃棄物の排出量についてはより高い目標を設定しました。

今後、目標達成に向けて次項に示す施策を実施していくとともに、建設副産物の実態調査の結果に基づき、目標達成の進捗状況をフォローアップしていきます。

### 4. 推進計画に掲げた代表的施策について

#### ①建設副産物物流の「見える化」

建設副産物を再資源化しても製品として再利用されることなく破棄されたり、逆に再資源化されたものの原材料等の情報が不足しているために再生利用しにくいなど、情報不足がリサイクルを阻害している面があるため、建設副産物の発生から再資源化、適正処理及び製品化までの一連の情報追跡及び管理方策について検討します。

#### ②建設リサイクル市場育成のための環境整備

リサイクル市場においては、廃棄物処理を安価で請け負いながら不法投棄をするなど、「悪貨が良貨を駆逐する」事態となる

表-1：建設リサイクル推進計画の目標値

対象品目	指標	推進計画2002 (H17目標)	H17実績	H22目標 (中間目標)	H24目標	H27目標
コンクリート塊	再資源化率	98%以上	98.6%	98%以上	98%以上	98%以上
アスファルト・ コンクリート塊		96%以上	98.1%	98%以上	98%以上	98%以上
建設発生木材		60%	68.2%	75%	77%	80%
建設発生木材 <sup>*1</sup>	再資源化・ 縮減率	90%	90.7%	95%	95%以上	95%以上
建設汚泥 <sup>*1</sup>		60%	74.5%	80%	82%	85%
建設混合廃棄物	排出量	363.6万t (H12比-25%)	292.8万t	220万t (H17比-25%)	205万t (H17比-30%)	175万t (H17比-40%)
建設廃棄物全 体 <sup>*1</sup>	再資源化・ 縮減率	88%	92.2%	93%	94%	94%以上
建設発生土	有効利用 率 <sup>*2</sup>	(75%)	(62.9%) 80.1%	85%	87%	90%

※1 縮減を含む。

縮減とは、焼却、脱水などにより廃棄物の量を減ずる行為をいう

※2 ( ) の数値は現場内完結利用を含まない有効利用率

恐れがあります。そこで質の高いリサイクルを推進している企業が公正かつ客観的に評価されるための情報収集・評価・情報発信の効果的な手法について検討します。

また、物質循環が市場として機能するには、建設副産物の発生量に見合った需要が確保されなければなりません。そこで、地域内循環を基本として、地域での需給バランスの均衡に資する、情報収集及び情報発信のあり方について検討します。

### ③リサイクル技術の開発促進

建設副産物の潜在的な資源価値を引き出すために必要な技術開発（例えば再生骨材の繰り返し利用回数を高めるための技術等）の促進や、効率的な建設副産物物流の構築に資するCO<sub>2</sub>削減効果等環境負荷低減効果の算定方法の開発等を促進します。

### ④発生抑制の推進

予防保全の実施による構造物の延命化や既存官庁施設のリノベーションなど、民間に率先して既存ストックの有効活用を図るとともに、新築においても、住宅の長寿命化（200年住宅）の推進や、設計段階から将来の修繕や解体における廃棄物の発生を考慮するために、設計段階で評価可能な発生抑制に関する指標の策定に向けた検討に取り組んでまいります。

### ⑤現場分別の徹底に向けて

リサイクルの推進のためには現場分別の徹底が必要となりますが、建設副産物物流が小口化・多品目化することから、これらを効率的に運搬する仕組みが必要となります。そこで、現場の条件に応じた現場分別基準の策定に向けて検討するとともに、小口化・多品目化された建設副産物を巡回し、共同搬送を行う小口巡回共同回収システムについて検討を行います。

### ⑥品目別の課題について

建設発生土や建設汚泥再生土の利用の促

進の障害となっているのは、それら土の供給に比べて、土の需要が少ないことにあります。そのため、中期的な建設発生土の需給動向を地域レベルで把握し、それを適時設計に織り込んで需給バランスの改善を図る仕組みなど、土の需給バランスの改善方策を検討するとともに、建設発生土の有効利用した砂利採取跡地の自然修復事業など、土需要の掘り起こしに向けた検討を行います。

## 5. おわりに

建設リサイクル推進計画には前項以外にもさまざまな施策、取り組みについて網羅的に示されておりますが、紙面の都合上割愛させていただきました。本計画に示すとおり、建設リサイクルは、建設事業及び建設事業に係る物質循環に関わるすべての関係者が取り組むべきものであるため、それだけに取り組むべき事項がかなりの数に及ぶものと考えております。

国土交通省としては、これら施策に着実に取り組むことはもちろんのこと、建設事業に携わる方のみならず、広く国民に向けて建設リサイクルの理解と協力を求めるとともに、関係者が連携を図り建設リサイクルに取り組める環境整備に努めてまいります。

国土交通省のリサイクルホームページ  
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/>